

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [外国人労働者](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

外国人労働者

38 外国人労働者

Q わが社では、外国人のアルバイトを雇ってきましたが、正社員として新たに外国人を雇用をしたいと考えています。法的に気をつけなければならない点についてご教示ください。

- P O I N T**
- 外国人労働者を雇用するにあたっては、在留資格の範囲内かどうか、在留期間などについての就労資格を確認することが重要です。
 - 外国人労働者に対しては、日本人労働者と同様、労働関係法令、労働保険、社会保険が適用になります。
 - 常時10人以上の外国人労働者を雇用する事業主は、外国人労働者の雇用労務責任者を選任する必要があります。

A 1. 就労資格
外国人を雇用するとき、まず注意しなければならないのは、就労させる仕事の内容が、「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」）が定める在留資格（「入管法」別表第1・第2で規定）の範囲内の活動なのか、また在留期間が過ぎているかを、パスポートや在留カードにより確認する必要があります。なお日系二世・日系三世の人たちについては、「定住者」や「日本人の配偶者等」の在留資格を有していれば、合法的に就労できます。また、外国人留学生を採用する場合は、留学から就労への「在留資格変更許可申請」を、本人が入管に対して提出する必要があります。許可なく資格外活動として雇用したり、不法入国者や在留期間が経過した

不法残留者などを就労させた場合には、使用者は不法就労助長罪（入管法73条の2）に問われ、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処される（併科あり）ので、十分注意をする必要があります。

2. 雇用管理

外国人労働者が日本国内で就労する場合には、日本人労働者と同様、労働基準法等の労働法令が適用されます。外国人労働者の採用にあたっては賃金や労働時間などの労働条件について母国語で説明する等本人に十分理解させる必要があり、労働条件についての書面の交付が必要です。労働条件について、日本人労働者と差別待遇をすることは許されず、労基法3条の均等待遇違反になるおそれがあることを留意すべきです。安全衛生に関しては作業工程表や危険防止の注意事項などを母国語で掲示し、必要な日本語教育や外国人労働者が理解できる安全衛生教育を実施し、十分な理解が得られるような健康診断の実施が求められます。また、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険などは、外国人労働者に対して日本人労働者と同様適用になりますので、外国人労働者に対して制度を理解させる必要があります。これらに関しては、厚生労働省「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」が出されていますので参考にしてください。

事業主はあらたに外国人労働者を雇い入れた場合、または離職した場合には、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければなりません。（雇用対策法28条）。また、前掲指針により、事業主は、外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、外国人労働者の募集及び採用の適正化や適正な労働条件の確保等のため、人事課長等を外国人労働者の雇用労務に関する責任者として選任するものとされています。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.